

大分市人権教育・啓発基本計画

改定版要約

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い



共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざして

大分市

2017年(平成29年)4月



はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたわれた「世界人権宣言」が国連で採択されてから約70年の歳月が流れ、「人権の世紀」といわれる21世紀もすでに17年が経過しました。

わが国では、人権の尊重が国際的な潮流となる中であって、日本国憲法の3大原則の一つである「基本的人権の尊重」に基づいて、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されてきました。

近年におきましても、「障害者差別解消法」をはじめ、「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」などが施行され、国及び各自治体で人権尊重社会に向けた歩みが進められているところです。

しかし、今なお、同和問題をはじめ不当な差別が存在し、児童や高齢者等に対する虐待、女性に対する暴力、障がい者への差別などの人権侵害が後を絶ちません。さらに、情報化の進展に伴うインターネットを使った事案ほか、東日本大震災の被災者の方々に対する風評等に基づく人権侵害など、新たな人権問題が生じています。

これまで本市では、平成16年12月に人権に関する施策を推進するための指針として「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定し、「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に喜びを実感できる地域社会の実現」を目標に人権教育・啓発を推進してきたところでありますが、本計画の策定から10年以上が経過し、社会情勢の変化に伴い人権問題が複雑・多様化している状況に対応するため、このたび本計画の改定を行いました。

今後とも、本計画に基づき、市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、市政の重要課題であります同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて取り組みを積極的に進めてまいります。

結びに、「大分市人権教育・啓発推進懇話会」の委員の皆様をはじめ、本計画の改定にご協力をいただきました多くの皆様方に心から感謝申し上げますとともに、引き続き市民の皆様には本市の人権教育・啓発の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年4月

大分市長 佐藤 樹一郎

「人権教育」とは…

人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動をいう。

「人権啓発」とは…

国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

※「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」より。

目次

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

- (1) 国際的な潮流 …………… 1
- (2) 国の取組 …………… 1
- (3) 大分県の取組 …………… 2
- (4) 本市の取組 …………… 2

2 基本的考え方

- (1) 趣旨 …………… 3
- (2) 基本目標 …………… 3
- (3) 基本姿勢 …………… 3
 - ① 共生の心を育む ―共に生きる喜びの実現― … 4
 - ② 生涯学習の視点に立った人権教育の推進
 - ―みんなで学ぶ人権教育― …………… 4
 - ③ 連携の促進
 - ―みんなで進める人権教育・啓発― …………… 4
- 計画の体系図 …………… 5

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

- 1 同和問題 …………… 6
- 2 女性の人権問題 …………… 7
- 3 子どもの人権問題 …………… 8
- 4 高齢者の人権問題 …………… 9
- 5 障がい者の人権問題 …………… 9
- 6 外国人の人権問題 …………… 10
- 7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の
人権問題 …………… 11
- 8 様々な人権問題 …………… 12
 - (1) プライバシーをめぐる人権問題 …… 12

- (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題 …… 12
- (3) インターネットによる人権侵害 …… 12
- (4) 性的少数者の人権問題 …………… 12
- (5) その他の人権問題 …………… 12
 - ・自死遺族
 - ・アイヌの人々
 - ・ホームレス
 - ・北朝鮮当局に拉致された被害者等
 - ・東日本大震災に起因する人権問題
 - ・人身取引の問題 等々

第3章 基本計画の推進

1 あらゆる場を通じて

- (1) 就学前教育・学校教育 …………… 14
- (2) 社会教育 …………… 14
- (3) 家庭・地域 …………… 14
- (4) 企業 …………… 14
- (5) 特定の職業に従事する者 …………… 15

2 効果的な推進

- (1) 学習機会の拡大・充実 …………… 16
- (2) 情報の提供と啓発 …………… 16
- (3) 連携の促進 …………… 17
- (4) 相談・支援・救済体制の充実 …… 17

第4章 推進体制等

- 1 推進体制 …………… 18
- 2 市民意識調査の実施 …………… 18

- 3 行動計画の策定 …………… 18
- 4 基本計画及び行動計画の確認と見直し …… 18

「部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて」…………… 19

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

(1) 国際的な潮流

国際連合は、「世界人権宣言」を採択し、人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

しかし、その一方では、民族紛争や宗教対立などにより平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題が多発し、多くの犠牲者を出しています。

国連は世界平和と秩序のキーワードが「人権」であるとし、国連人権委員会において「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が採択されました。第1フェーズ2005年（平成17年）～2009年（平成21年）では、初等教育及び中等教育における人権教育、第2フェーズ2010年（平成22年）～2014年（平成26年）では、高等教育における人権教育、公務員・法執行者・軍隊への人権教育、第3フェーズ2015年（平成27年）～2019年（平成31年）では、メディア・ジャーナリストへの人権教育、第1、第2フェーズの重要な行動計画の取組の強化などの行動計画が示されました。

また、2006年（平成18年）3月には、従来経済社会理事会の下部機関であった人権委員会が、総会の補助機関の1つとしての人権理事会へと強化されました。さらに、同年12月には、「障害者の権利に関する条約」が、

2011年（平成23年）3月には、「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会にて採択されました。

(2) 国の取組

日本国憲法では「基本的人権の尊重」が憲法の3大基本原則の一つとされていますが、我が国固有の人権問題である同和問題については、現憲法施行後も根強い差別の実態が残っています。

1965年（昭和40年）の「同和对策審議会答申」を受けて、「この問題の解決は国の責務であり、国民的な課題である」との認識の下、様々な取組が行われました。

しかしながら、同和教育の取組にもかかわらず、心理的差別は依然として根強く存在しています。

国は、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995年（平成7年）12月に閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、1997年（平成9年）に国内行動計画を策定しました。

また、1996年（平成8年）に「人権擁護施策推進法」を制定、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002年（平成14年）3月に策定しました。その他にも、2000年（平成12

年)に「児童の虐待防止等に関する法律」を制定し、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2005年(平成17年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「犯罪被害者等基本法」、2008年(平成20年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013年(平成25年)に「生活困窮者自立支援法」、「いじめ防止対策推進法」、「障害者差別解消法」、2016年(平成28年)に「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」等の法整備を行いました。

(3) 大分県の実取組

大分県では、1997年(平成9年)10月に「人権教育のための国連10年大分県推進本部」を設置し、1998年(平成10年)3月には「大分県行動計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。

さらに、2005年(平成17年)1月に「大分県人権施策推進本部」を設置し、「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

また、2008年(平成20年)12月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年(平成22年)に「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針 実施計画」を策定しました。

「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、2015(平成27年)4月に基本方針を改定(「大分県人権尊重施策基本方針(改定版)」)し、2016年(平成28年)4月に「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

(4) 本市の実取組

本市では、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」において、「健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり(市民福祉の向上)」を掲げ、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会をつくることに努めています。

これまで、本市では1993年(平成5年)6月、「部落差別撤廃」に関する決議を行い、1996年(平成8年)3月には、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定しました。

1998年(平成10年)10月に「大分市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1999年(平成11年)に幅広く市民の意見を聞くために「大分市人権教育推進懇話会」を設け、同年11月には「人権教育のための国連10年大分市行動計画」を策定しました。

この行動計画は、2004年(平成16年)12月31日をもって終了しましたが、多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じてきています。

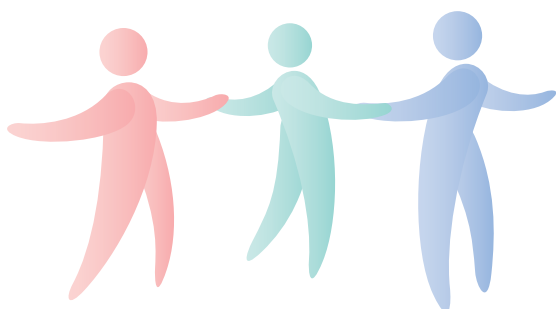
このようなことから、2004年(平成16年)12月に、人権意識の高揚のための人権教育・啓発について総合的かつ効果的に推進するための指針となる「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

また、市民の人権・同和問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料

とすることを目的に、2010年（平成22年）に1回目となる「人権に関する市民意識調査」を実施しました。この調査においては、人権教育・啓発の取組について、一定程度の成果が見られるものの、同和問題については、結婚などに際して忌避意識があるなど、本市においても、同和地区出身者に対する差別がまだまだ存在し、積極的・継続的な取組が必要であることが明らかになったことから、この調査結果と2015年（平成27年）に実施した2回目の調査結果の比較や分析を行い、今後の人権教育・啓発に関する施策を進めることとしています。

本市における人権教育・啓発の活動拠点として、「旭町文化センター」を1986年（昭和61年）に開設し、2013年（平成25年）には、人権啓発センター（ヒューレおおいた）を開設するなどハード面の整備も行いました。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する人権教育・啓発の必要性・重要性が高まる中で、2004年（平成16年）に策定した「大分市人権教育・啓発基本計画」は、策定から10年以上が経過し、社会情勢の変化とともに、人権問題が、複雑・多様化していることから、計画の見直しを行い改定後の本計画に基づき、本市の人権教育・啓発の推進を図ることとします。



2 基本的考え方

(1) 趣旨

この基本計画は、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

(2) 基本目標

「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本姿勢

① 共生の心を育む

—共に生きる喜びの実現—

人権侵害は、その人の属性、文化、考え方、所属などが原因で発生することがわかります。異質なものに同質化を求めたり、それに従わないものを排除したり、同質なものの中に異質なものを生み出したりする意識が根強く存在しており、多くの人権問題を未解決にしている要因にもなっています。

これら諸課題の解決のためには、異文化・異民族に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別し合うことなく互いの人権を尊重するという意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心、共に愛し合い・許し合い・生かし合う愛の心を醸成することが何よりも重要です。

② 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

—みんなで学ぶ人権教育—

高度情報化、経済のグローバル化など著しく社会状況が変化している中「いつでも、どこでも、だれでも自由に学習でき、その成果が適切に評価される社会」いわゆる生涯学習社会の実現が求められています。

市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気づき、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身に付けることが大切です。

学校教育においては、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に解決方法を考え、共により良く生きる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、人権に関する課題に対応した魅力ある学習プログラムの開発や学習情報の提供、学習相談体制の整備・充実に努めるとともに、社会教育施設において市民の生涯学習の場を通して人権に関する学習機会を積極的に提供することにより、自発的に人権問題について考え課題解決に取り組む意欲と実践力のある市民の育成に努めます。

③ 連携の促進

—みんなで進める人権教育・啓発—

あらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図り人権尊重の社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場、行政などが、相互に連携しながら効果的な人権・同和教育及び人権啓発を推進することが大切です。

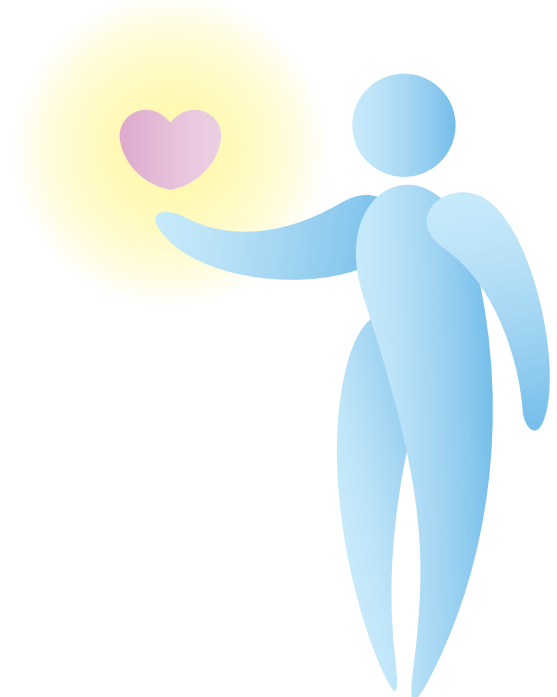
家庭においては、大人が子どもの成長に影響することを理解し、良好な親子関係を築く中で互いの人権を尊重する意識を培うことが大切です。

学校は、社会性が培われる場であり、実践的な人権教育を積極的に進めることが重要です。

地域は、広く子どもから大人までがふれあう場であり、様々な地域活動を通して一人ひとりの人権が尊重される意識を醸成することが大切です。

企業は、公正な採用選考や相互に信頼しあえる人間関係の形成が求められており、これらの観点に立った人権学習が必要です。

行政は、職員が人権問題を正しく理解・認識することが重要でありすべての職員が人権尊重を基盤として業務を遂行するよう研修の充実に努めます。



計画の体系図

基本目標

「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」

基本姿勢

- ①②③
 連携の促進 — みんなで進める人権教育・啓発 —
 生涯学習の視点に立った人権教育の推進 — みんなで学ぶ人権教育 —
 共生の心を育む — 共に生きる喜びの実現 —

人権問題の現状と重要課題への対応

基本計画の推進

1 同和問題

- ①部落差別の解消に向けて
- ②教育の充実
- ③経済生活の安定
- ④社会福祉の増進
- ⑤エセ同和行為の排除
- ⑥相談・支援・救済体制の充実
- ⑦実態調査

2 女性の人権問題

- ①男女共同参画社会実現に向けた意識づくり
- ②だれもが暮らしやすい環境づくり

3 子どもの人権問題

- ①子育て支援の推進
- ②子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

4 高齢者の人権問題

- ①福祉教育の推進
- ②社会教育の充実
- ③保険・医療・福祉サービスの整備
- ④高齢者にやさしいまちづくり
- ⑤地域包括ケアシステムの構築の推進

5 障がい者の人権問題

- ①障がい者の人権の正しい理解と認識の促進
- ②障がい者の主体性と権利の擁護
- ③障がい者の社会参加の促進

6 外国人の人権問題

- ①多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの元気の創出
- ②外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題

人権教育・啓発の推進

8 様々な人権問題

人権教育・啓発の推進

- (1) プライバシーをめぐる人権問題
- (2) 犯罪被害者やその家族の人権問題
- (3) インターネットによる人権侵害
- (4) 性的少数者の人権問題
- (5) その他の人権問題

1 あらゆる場を通じて

- ①就学前教育・学校教育
- ②社会教育
- ③家庭・地域
- ④企業
- ⑤特定の職業に従事する者

2 効果的な推進

- ①学習機会の拡大・充実
- ②情報の提供と啓発
- ③連携の促進
- ④相談・支援・救済体制の充実

第2章 人権問題の現状と重要課題への対応

同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等及び様々な人権問題の現状と課題並びに今後の施策の方向性を以下に示します。

1 同和問題

現状と課題

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申では、その早急な解決を図ることは「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。

本市においても、同和問題は、基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで環境整備や啓発事業など各種施策を積極的に推進してきました。

「人権に関する市民意識調査」の結果では、「あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者だとわかった場合」の態度についての質問に対して、「考え直すように言う」と「結局は考え直すように言うだろう」の合計は19.4%と1回目調査の20.0%とほとんど変わっておらず、同和地区出身者との結婚を忌避する態度に大きな変化はみられない結果となっています。

これまで、教育・啓発により差別意識の解消については一定の成果がみられるものの、結婚問題を中心に差別意識が根強く残るとともに、差別落書きや差別発言などの差別事象も発生しており、同和対策事業特別措置法等の時限法が終結以降「同和問題は解消された」「同和問題は存在しない」「そっとしておけば、同和問題に対する差別はなくなっていく」等の誤った認識が存在するなど、市民の同和問題についての理解と認識は必ずしも十分とは言えない状況にあります。

さらに、情報化の進展にともない、インターネット上の差別的な書き込み等が拡散している状況もあります。

2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」であるとして、「基本理念」「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

施策の方向性

2016年（平成28年）年12月に施行された「部落差別解消推進法」及び1996年（平成8年）3月に制定した「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を基調としながら、大分市同和対策協議会の意見を尊重し、引き続き課題として残されている人権を擁護するための就労対策や産業の振興、人権教育・啓発、相談体制の充実等に関する必要な諸施策を推進します。

部落差別の解消に向けて、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、広く市民に対し、同和問題に関する教育及び啓発を積極的・継続的に推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、指導者の育成を図り、関係機関との緊密な連携の下に人権相談等を実施するなど、部落差別の解消に努めます。

また、教育の充実、経済生活の安定、社会福祉の増進、エセ同和行為の排除、相談・支援・救済体制の充実、実態調査などに取り組みます。

6 外国人の人権問題

現状と課題

訪日外国人観光客数が過去最高になるなど国内においても外国人と接する機会が多くなっており、2016年（平成28年）12月末現在、本市の外国籍を有する市民数は2,769人となり、市の人口の0.58%を占めています。

本市においても、国際感覚を持ち、広い視野にたって考え活躍できるグローバル人材の育成や、あらゆる国籍の市民がそれぞれの持てる力を最大限に発揮できる人権尊重を基調とした多文化共生によるまちづくりなどが求められており、2016年（平成28年）3月「第3次大分市国際化推進計画」を策定しました。

しかしながら、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化していることから、国においても、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が2016年（平成28年）6月に施行されました。

今後も、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切です。

施策の方向性

本市は、外国人の人権について教育・啓発に取り組み、多様な文化と外国籍を有する市民との共生や国際交流、国際協力を通じて、グローバル人材の育成を図り、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するとともに、外国籍を有する市民も暮らしやすいまちを目指します。

① 多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの元気の創出

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受容し、正しく認識、かつ尊重するグローバル化時代にふさわしい人権意識を育成することを目指した教育・啓発を図り、学校教育においては、全教育活動を通じて、多彩な習慣・文化・様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実を図り、また、社会教育においても、国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。

さらに、留学生をはじめとする外国籍を有する市民と地域住民との国際交流の促進に努めます。

② 外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

人権教育・啓発と国際理解教育の推進等により、市民の多文化共生に関する理解を深めるとともに、市民間の交流機会の拡大を図り、外国籍を有する市民もふるさとと思えるまちづくりを図ります。



7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題

現状と課題

HIV感染症は、感染力がそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、早期に治療を開始する等適切な対応をとればエイズの発症を抑えそれまでと変わらない生活ができることも可能になりました。

HIV感染症・エイズについての知識がある程度普及した現在においても、依然として、自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動が適切になされないために感染者の増加を招いたり、感染者に対する差別・偏見につながったりする状況がみられます。

ハンセン病は、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、たとえ発病した場合でも現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

しかしながら、以前我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

その後、2001年（平成13年）の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」判決によって、国のハンセン病に対する認識、政策の誤りが明白となりました。しかし、療養所入所者の多くは、病気が完治した後も社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況です。

HIV感染者やハンセン病回復者等に対する偏見や差別の解消のためには、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

施策の方向性

エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病回復者等に対する偏見や差別意識を解消し、基本的な人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや共に生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった人権教育・啓発の推進を図ります。

HIV感染症やエイズについては、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、感染予防に関する具体的な知識や情報の提供にも努めるなど、互いの健康への配慮や人権の尊重など総合的な視点からの啓発を推進します。

また、ハンセン病問題については、様々な機会をとらえ、正しい知識等の普及を行い、ハンセン病回復者やその遺族、家族等に対する偏見や差別の解消のために啓発活動を推進します。



8 様々な人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別の人権問題の他にも、次に挙げるような人権問題が存在します。

(1) プライバシーをめぐる人権問題

情報化社会となった現在では個人情報が出、漏えい、不正取得などの犯罪によりプライバシーの侵害となる重大な人権問題が発生しています。

個人情報を守るため、企業や公的機関等では厳格な個人情報の管理を行うとともに、個人においても、戸籍や住民票等の証明書の不正取得を未然に防ぎ抑止力を高めることのできる「本人通知制度」への登録等、プライバシーが尊重されるよう積極的な啓発を進めることが必要です。

(2) 犯罪被害者やその家族の人権問題

犯罪被害者やその家族は、いわれのない噂や報道など二次的被害を受けることがあります。

これらの人々の人権が侵害されないようプライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための人権教育・啓発の取組が必要です。

(3) インターネットによる人権侵害

インターネットを悪用した差別的な書き込み、誹謗中傷や人権やプライバシーの侵害につながる行為が増えています。

インターネットの利用については、正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシーの向上のための教育・啓発を推進します。

(4) 性的少数者の人権問題

性については、性別を男性と女性の2つとし、異性を恋愛・性愛の対象とすることが当たり前という固定観念があり、それ以外の性の在り方に対する理解は十分とはいえない現実があります。

性についての理解を深め、性的少数者の人権を守るための教育・啓発を推進する必要があります。

(5) その他の人権問題

・自死遺族

自死遺族への支援及び市民に対する啓発を推進します。

・アイヌの人々

アイヌの人々の人権を尊重し、出身や民族による差別をなくす取組が必要です。

・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消するように教育・啓発が必要であるとともに、社会全体で支援していくことが大切です。

・ホームレス

ホームレスの社会復帰に向けた自立支援の取組や差別や偏見をなくすための教育・啓発に努めていきます。

・北朝鮮当局に拉致された被害者等

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題及び人権侵害問題の解決のためには、関心と認識を深めていくことが求められています。

・東日本大震災に起因する人権問題

大地震以降、長期間の避難生活をおくる被

災者への差別等や、放射能汚染等の風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

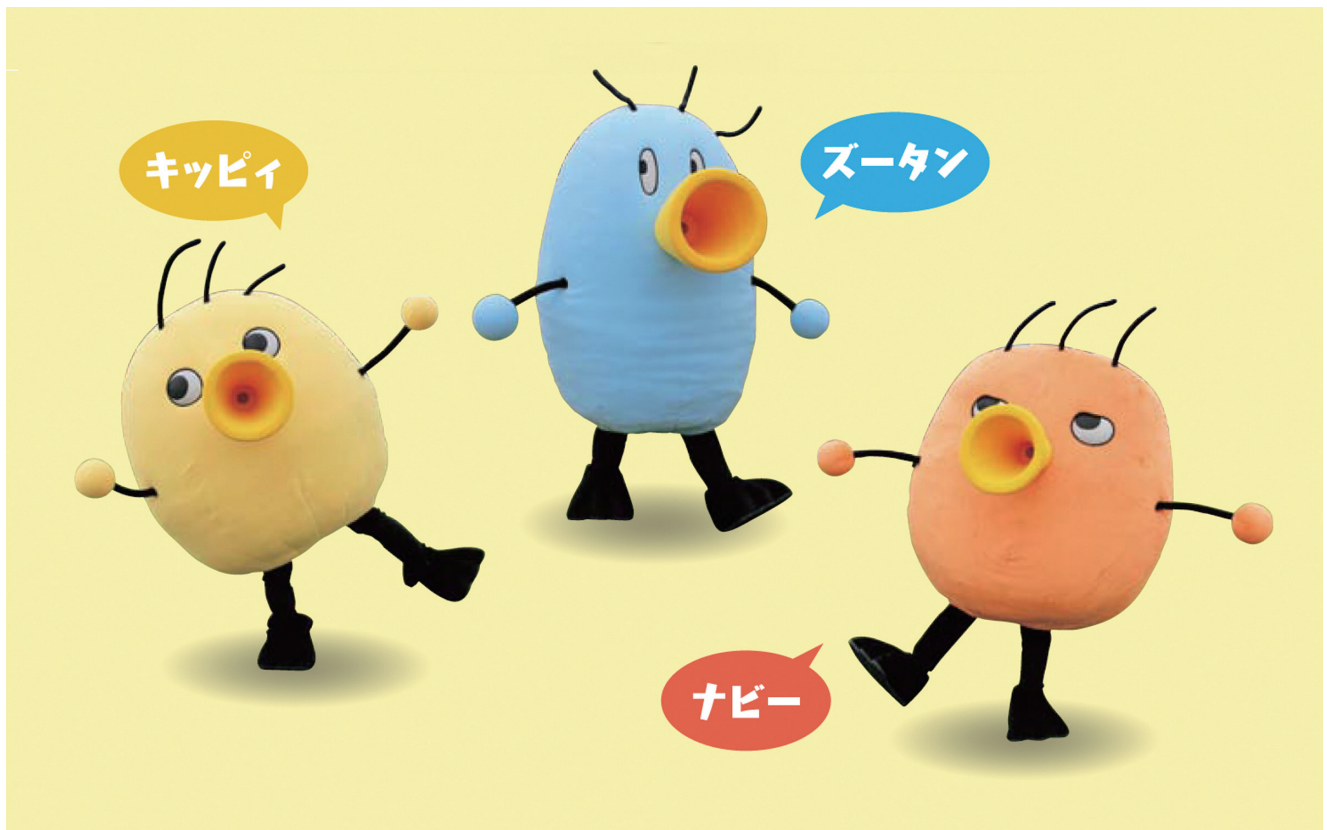
被災者の気持ちに寄り添い被災者や被災地域の偏見と差別をなくすことが必要です。

・人身取引

人身取引（トラフィッキング）は、犯罪組織などによる性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

人身取引を根絶するためには、関心と理解を深めていくことが必要です。

本市では、様々な人権問題に対して、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図るため、人権教育・啓発の推進を図っていきます。



大分市人権イメージキャラクター「キズナーズ」

第3章 基本計画の推進

本市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための教育・啓発を推進する具体的施策について、今後の方向性を以下に示します。

1 あらゆる場を通じて

家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などあらゆる場や機会において、人権・同和教育を享受できるよう取組を進めるとともに啓発の推進を図ります。

(1) 就学前教育・学校教育

就学前教育においては、一人ひとりの理解を深め、自然体験や社会体験、地域の人々との交流等豊かな体験活動を通して、幼児の主体的な活動を確保するとともに、集団との関わりの中で人との違いに気付き、思いやりの心や生命を尊重する心等を養っていくことに努めます。

学校教育においては、「大分市教育ビジョン」を基調に、人権・同和教育の全体計画及び年間指導計画を教育課程に位置付け、教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じ、人権に関する知的理解の深化及び体験的な活動を取り入れること等による豊かな人権感覚の涵養を目指す中、人権を尊重しようとする態度、差別を見抜き許さない実践力の育成に努めます。

(2) 社会教育

公民館等社会教育施設においては、地域住民や施設利用者に対して、多様な学習機会を

提供するとともに、参加者の行動につながるよう具体的な人権問題に即した参加体験型や視聴覚機器の効果的活用など学習内容・方法の工夫改善を図ります。

また、人権・同和問題の解決に向けて、相互に連携できる地域づくりを進め、指導力のある市民の育成に努めます。

さらに、地域において、相互理解と地域社会への参加を促進するため、啓発事業を実施します。

(3) 家庭・地域

家庭や地域の人権意識を高めることが極めて重要です。

まず大人自身が、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての学習を深め、差別を見抜き差別に立ち向かう行動力・実践力を養うことが大切です。

保護者の様々な活動の中に人権学習を位置付けるとともに、各地区人権教育（尊重）推進協議会及び自治会単位の啓発活動にも積極的に取り組み人権意識の高揚に努めます。

(4) 企業

社会的公正や人権・環境への配慮、ステークホルダー（消費者、投資家、取引先、地域社会、従業員といった利害関係者）に対して

責任ある行動をとるなどの、企業の社会的責任（CSR）という考え方が定着しつつあります。このため企業には、「各種ハラスメントの防止」、「障がい者の法定雇用率の達成」、「公正な採用選考の実施」など、常に人権への配慮を組み込むことが求められます。

企業における人権問題の取組については、国、県と連携を図りながら各種企業団体を通じ人権問題の研修機会の確保を働きかけるとともに、企業が公正な採用選考等を推進するための人権啓発の充実に努めます。

(5) 特定の職業に従事する者

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

【市職員】

市職員は、必要な人権感覚を身に付け、自らが啓発する立場にあることを自覚し、研修等の機会を通じ、効果的な啓発を図ります。

全ての職員が正しい知識を習得し、差別問題は自ら解消するという強い信念と行動力を育成するとともに、人権尊重の視点に立ち、やさしさと配慮に満ちた接遇を行い、さらなる市民サービスの向上を図っていきます。

【教職員等】

保育所職員・学校教職員の人権意識の高揚と効果的な人権・同和教育を推進するための実践的指導力の向上を図ります。

人権尊重の理念やあらゆる人権問題に対する理解を深めるとともに、人の痛みに気付く豊かな人権感覚の涵養に努めます。

【医療関係者】

医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医療関係者に対して、人権意識の高揚を図ることができるよ

うに、関係諸団体と連携して人権啓発の充実に努めます。

【福祉保健関係者】

福祉や保健の分野の関係者などに対して、研修会や講演会など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を実施し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

【マスメディア関係者】

マスメディア関係者に対して常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うよう要請するとともに人権に関する情報提供を行い、人権教育・啓発の推進に努めます。



2 効果的な推進

市民一人ひとりが、人権に関する正しい知識を確実に身に付け、豊かな人権感覚を育む効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

(1) 学習機会の拡大・充実

人権について学ぶことができるよう、生涯学習の視点に立った人権教育を推進し、学習機会の拡充に努めます。

① 市民の人権意識、学習ニーズの把握

市民の人権意識や学習ニーズを的確に把握し、人権教育・啓発の基本的な方向性や実践の場に反映するように努めます。

② 人材の育成と活用

地域や民間の諸団体、有識者などとの連携を深め、人材の育成に努めます。

人権研修・啓発を企画できる指導者の育成にも努め、こうした人たちが能力を発揮できるよう支援していきます。

③ 教材等の開発・整備

市民のライフサイクルや地域の実情に応じ、あらゆる人権問題を適宜取り上げながら、人権啓発センター（ヒューレおおいた）等の施設の効果的な活用も含め、市民の学習ニーズや興味、関心に即した学習内容の開発に努めます。

保育所や幼稚園においては、互いの違いから生ずる問題場面での具体的な解決方法を考えるなど、場や機会の工夫に努めます。

小・中学校では、実践力のある子どもを育成するため、コミュニケーション能力や問題解決能力などを培う自主的な活動の充実に努めます。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する歴史的な事象や身近な人権問題の教材化に努めます。

(2) 情報の提供と啓発

市民一人ひとりが日常生活の中で、人権問題に関心を持つとともに、主体的・継続的に学べるよう参加体験型学習や人権啓発センター（ヒューレおおいた）において様々な立場の市民（妊婦・高齢者・障がい者など）の疑似体験を取り入れるなど、学習プログラムの工夫改善に努めます。

情報提供や啓発に際しては、受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、啓発の目的が達成されるよう効果的な情報伝達手段の選定や表現・手法などを工夫することにより、市民の興味・関心を高めるよう努めます。

① 情報提供の整備・工夫

情報提供や相談体制を整備するとともに、新聞・テレビ・ラジオなどのマスメディアの効果的活用に努めます。

市のホームページ等を活用し、広く市民に対して、より多くの人権関連情報の提供に努めます。

② 啓発内容の充実

人権を市民の日常生活に定着させるためには、啓発の内容が市民一人ひとりにとってより身近であることが必要です。

私たちの生活の中にある課題を解決していくことが、同和問題をはじめあらゆる人権問題解決への喫緊の課題であります。

このため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」等の周知徹底に努めるとともに、人権問題を未解決のまま温存助長している生活課題を洗い出し、啓発に努めます。

(3) 連携の促進

① 国・県との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するために、国・県のそれぞれが保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報の提供について、相互に連携し協力していきます。

② 地域・民間との連携

本基本計画の実効性を高めるためには、地域や民間との連携が不可欠であり、地域や各種団体に人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに講師の派遣や教材の提供など適切な助言や情報提供を行います。

「各地区人権教育（尊重）推進協議会」、
「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」、
「大分市民生委員・児童委員協議会」、「大分市PTA連合会」等と連携し、講演会の実施や学習資料の配布などにより充実強化を図り、「人権のまちづくり」に向けた市民協働による人権施策の促進に努めます。

(4) 相談・支援・救済体制の充実

人権施策を推進していく上で、相談・支援体制が重要となっています。

本市では、行政に関する相談、法律に関する相談、同和問題に関する相談、ドメスティック・バイオレンス等の女性相談、子どもの虐待等に関する児童相談、障がい者に関する相談、高齢者に関する相談等に対応するため、人権啓発センター（ヒューレおおいた）等に人権に関する相談窓口を設置しています。

また、国（法務局等）、県及び関係団体（NPO等）とのさらなる連携・協力、情報の共有化を図るとともに職員の資質向上のため研

修を強化するなど、人権・同和問題の解決に向けた相談・支援・救済体制の充実に積極的に努めます。



第4章 推進体制等

1 推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために「大分市人権教育・啓発推進本部」を中心に全庁体制で推進します。

また、推進にあたっては、関係団体等（NPOを含む）と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援に努め、さらに、「大分市人権教育・啓発推進懇話会」など幅広く市民から意見を求め、計画の推進に反映します。

2 市民意識調査の実施

市民の人権・同和問題に関する意識の現状を把握・分析し、今後の人権教育・啓発に関する施策を有効に進めるための基礎資料にすることを目的に、人権に関する市民意識調査を5年毎に実施します。

3 行動計画の策定

基本計画に基づいた具体的な事業・取組として行動計画を策定し、人権教育・啓発に関する施策を実施します。

4 基本計画及び行動計画の確認と見直し

人権教育・啓発に関する前年度の施策（行動計画）の実施報告を総合的に点検し、その結果を次年度の人権施策（行動計画）に適正に反映させるなど基本計画の確実な推進及び行動計画の実施に努めます。

また、基本計画は、社会情勢の変化及び進捗状況に応じ、概ね10年以内に計画の全体的な見直しを行うものとし、行動計画は必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



「部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて」

我が国における人権教育・啓発は、同和問題を解決するための取組を出発点とし、以後、あらゆる人権問題の解決に向けた取組へと発展し現在に至っています。

今日では、「大分市人権に関する市民意識調査」にみられるように、人権を尊重し、差別を許さない雰囲気が醸成されつつあります。

しかしながら、人権教育・啓発の起点となった同和問題は、未だに解決を見ることなく存在しており、さらに、ヘイトスピーチやインターネット上での差別的情報の流布、偏見が基となった事件等、堂々と差別的な言動を行う事象や事件が発生しています。2016年（平成28年）には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が次々と施行されましたが、その背景には、厳しい差別の現実があるということを忘れてはならないのです。

このような差別の現実を生み出してしまう原因として、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する認識不足や、世代間で受け継がれていく思い込みや偏見が依然として残されていることなどが考えられます。

大分市の状況を「大分市人権に関する市民意識調査」から見てみると、同和問題に関する学習経験について「受けたことがない」と回答する割合は、他の年代よりも20歳代が高いという結果が出ています。我が国固有の人権問題である同和問題についての学びが十分でなく個々のつながりが薄くなっていると指摘される中、情報化社会の進展に伴う人権に関する誤った情報や差別的表現が氾濫する現在において、認識不足からくる差別の加害者を生み出す可能性が十分に考えられるのです。

このような状況を改善していくためには、これまでの取組の成果と課題を整理する中、市民一人ひとりの人権問題に対する意識の高揚と認識の一層の深化を目指した、子どもから高齢者までが生涯にわたって学習できる環境を整えることが必要となります。

また、差別を温存し助長する「寝た子を起こすな」的な考え方や問題の解決を差別の被害者側に求めるような考え方等の誤りを、同時に教育・啓発していくことも重要となります。

本基本計画を基調とした取組は、これまでの部落差別の解消に向けた取組の成果や手法を生かしながらあらゆる差別の解消に広げていくことにより、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会を実現していくためのものです。そして、この取組を推進していくには、様々な立場の人がお互いの思いや願いを共有し、多くの人々が部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向かって共に歩いていくことが何より欠かせないことなのです。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年（2000年）12月6日法律第147号

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年（2016年）12月16日法律第109号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年（1996年）3月28日
大分市条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図りもって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市の施策）

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

（実態調査）

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い

大分市人権教育・啓発基本計画

改定版要約

共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざして